

## 九州北部豪雨被災地における熊本県阿蘇市住民の仮住まいの姿

— 木造応急仮設住宅整備の過程

The Shape of Temporary Living among Kumamoto's Aso People in North Kyushu's Rain-Devastated Area

— The Maintenance Process in Emergency Wooden Temporary-Housing

桂英昭

Hideaki Katsura

熊本大学大学院自然科学研究科准教授、くまもとアートポリスアドバイザー / 1952年生まれ。熊本大学大学院卒業。フロリダ大学大学院留学。建築作品に「木魂館」「荒瀬ダムポートハウス」「桜の里」ほか。共著に『熊本の町並み』ほか

2011年7月12日未明に発生した集中豪雨は九州北部地域に甚大な被害をもたらした。

本報告では、熊本県で最も被害の大きかった阿蘇市における応急仮設住宅および、くまもとアートポリス(KAP)「阿蘇みんなの家」集会所を、同県初めての試みとして木造で建設することができた経緯の概略を記す。

## 阿蘇市の被災状況

県の報告(8月3日時点)では、人的被害(死者・行方不明者25人:内阿蘇市22人、重軽傷者11人:同1人)、住宅被害(全壊149棟:同44棟、半壊174棟:同30棟、床上浸水1,878棟:同1,357棟、床下浸水・一部破損2024棟:同1,039棟)となっている。図1から被災状況が俯瞰できるが、阿蘇外輪山の山肌をえぐる爪痕状の崩壊は、二百数十カ所ほど確認されており、被害地区が分散されていることが特徴である。

## 木造仮設住宅の選択

応急仮設住宅において木造を採用するには、災害救助法(第23条第1項第1号の収容施設供与)が前提になる。建設の立場からの視点では、次の3点の制約が関門となる。

- 1戸当たりの規模は、29.7m<sup>2</sup>を基準とし、支出できる費用は、2,366,000円以内(1戸当たりの平均)とすること。
- 災害発生の日から20日以内に、速やかに着工しなければならないこと。
- 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成日から建築基準法第85条第3項または第4項に規定する期限(最大2年間)までとすること。

熊本県は、阪神・淡路大震災後の平成8年に福島県知事と社団法人プレハブ建築協会が協定書を交わしている。この協定により、平成19年度の台風4号被害で美里町に全9戸(3地区:4戸、3戸、2戸)の応急仮設住宅をプレハブで建設した前例がある。

今回の応急仮設住宅が木造に至る前段として、東日本大震災後、一般社団法人「熊本県優良住宅協会」の申し入れにより、平成23年10月に現蒲島知事と県産木材を用いる応急仮設住宅に関する協定が締結されている。

この時点で二つの選択肢がうまれたが、災害発生直後の知事と市長の会談で「被災者の痛みを和らげる」ことを重視して木造での建設が決定された。

東日本大震災支援の一環として、KAP事業で仙台市宮城野区の仮設住宅に、県産材を運搬して「みんなの家」を建設したことが大きな話題になっていたことも選択の背景にある。

## 木造仮設住宅の建設経緯

災害救助法における収容施設の供与は、厚生労働省と県所管の健康福祉部(健康福祉政策課)を介して、市と県の建築部局(住宅課)が具体的な技術支援をしている。阿蘇市の災害支援業務は過酷であったが、「熊本県地域防災計画の方針」より仮設建設の事業主体にならなければならなかった負担は大きい。

県住宅課での建設経緯ヒヤリングと資料をHPに時系列で整理した<sup>A</sup>。紙面の都合上、詳細な説明は省略するが、木造化と地域特性を反映させるための担当作業の要点と思われることを挙げる。



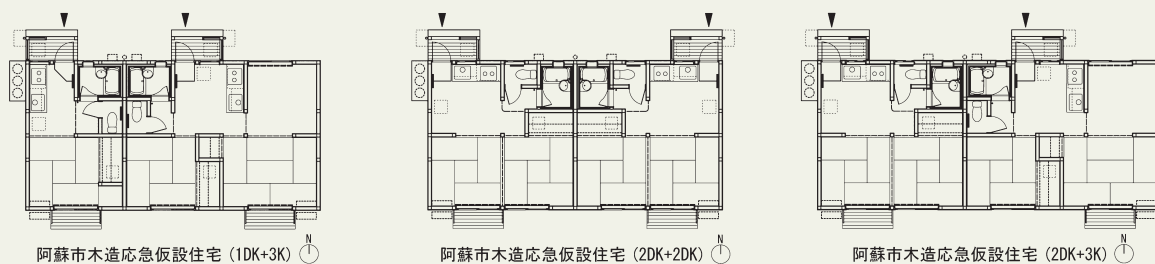
図1 | 阿蘇市大雨災害航空写真[提供:阿蘇市]



図2 | 阿蘇市木造応急仮設住宅1



図3 | 池尻・東池尻住宅「みんなの家」

図4 | 阿蘇市木造応急仮設住宅<sup>A</sup>

①東日本大震災の応急仮設住宅の建設事例(例:宮城県七ヶ浜町木造仮設住宅)と一般プレハブなどを比較検討している。②木造仮設の標準プランがなかったが、県が基本設計(間取りパターン、設備・断熱の仕様等)し、協会が10日で工期を考慮した図面を作成した。③協会の全19社が個別に建設にかかわることにし、2戸1の棟形式(1DK:19.87m<sup>2</sup>+3K:39.75m<sup>2</sup>, 2DK:29.81m<sup>2</sup>+3K)を採用した(図4)。④仕様変更で約600万円という東日本の事例などから増額の可能性を確認する。厚生労働省と協議し、本体500万円+外構・屋外設備100万円です承される。寒冷地仕様、居住性向上、バリアフリー・福祉対応などによる増額である。⑤移動手段が車だけなので1戸当たり2~3台の駐車場スペースを確保するための敷地選定。

完成した48戸の仮設住宅は、狭いさを緩和するために玄関口外部に木板で囲われた洗濯機収納スペースを設けたこと、南面に濡縁を設置したことで木造らしい柔らかさをプラスした演出ができています。

仮設住民のアンケートやヒヤリングでは被災家屋の1/5~1/8の面積になった狭さの不満は当然として、想像以上に苦情が少ない。被災者の要望は治山治水対策のための復旧工事が大半を占めている。このことは、可能な限り元の地区近くに戻りたいという意志が反映されたものであると考える。

#### KAP 阿蘇「みんなの家」の建設

仮設住宅の建設を最優先したため集会所の同時建設に至らなかった。その後、11月中旬に竣工ならば補助金対象となるということが判明し、KAP事業で行うように知事からの要請があった。実施設計は伊東豊雄コミッショナー、曾我部昌史・末廣香織・桂英昭の3アドバイザーと地元事務所が担当した。高田地区(25世帯用:43m<sup>2</sup>)と池尻・東池尻地区(20世帯用:37m<sup>2</sup>+下屋11m<sup>2</sup>)の2地区に異なるタイプを選択した。仮設住民が入居世帯の年齢構成、子どもの有無、農作業の有無等々を踏まえた立場から意見を述べ、それを予算と工期を勘案して計画案に反映した。

住民との意見交換、実施設計、入札、施工完了まで2カ月というスピードで完成した。

これは前年度の仙台での経験(プレカットや基礎の選択など)が活かされたこと、複数模型を作製して住民からの意見を聞きやすくなったこと、仮設住宅の建設にかかわった住宅会社が施工したこと、および担当した県営繕課を含めた4者の連携がスムーズであった結果である。根底には県、設計者と住民の間をつなぐ市担当者のコミュニケーション力があつた。集会所をKAP「みんなの家」でつくる特徴は、上棟式や落成式を住民と共に祝い交流の場を広げることであり、今回も有効であった。

「みんなの家」は、仮設1戸分の建設費が想定されていたが、当然予算オーバーとなった。住民の要望による面積増、仕様変更、掘り炬燵やストーブ、土間や大型の濡縁の付加によるものである。民間の建築関係機関や民間ボランティア団体の寄付で補填することにした。木材や畳表の提供、テレビ、エアコンなどの設備、炬燵布団、什器も寄付による現物支給である。この善意の連携にも仙台での経験が活かされ、より円滑になってきている。

#### 事例からのノウハウ蓄積

仙台と阿蘇、過去の台風災害支援の経験から、被災地の実情を比較することに意味はないとの考えに至っている。人命や財産消失、被災者の置かれる心情と立場に優劣はない。

阿蘇市被災者の場合、前の家の近辺に戻れる希望が残ること、仕事には支障があるものの働く場が失われてはいないこと、盆地独特のコミュニティが存在していること、プレハブ仮設ではなかったことなどが、計画に大きく影響し不満の少ない対応と受け止める余地が生まれたようだ。それは、東日本大震災の状況と比較し自分たちは被災者としてマシであるとの意識も根底にあるからだろう。

ここでは、話題になる事例の紹介ではなく、蓄積されるべき情報公開と問題点の抽出の一助としての事例報告に努めることにした。

#### 参考URL

A.「阿蘇市木造応急仮設建設経緯/阿蘇市木造応急仮設住宅」

[http://www.arch.kumamoto-u.ac.jp/katu\\_lab/aso-kasetsu2012/index.html](http://www.arch.kumamoto-u.ac.jp/katu_lab/aso-kasetsu2012/index.html)